

令和2年第1回上里町議会定例会会議録第6号

令和2年3月23日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第39（諮問第1号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第40（諮問第2号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第41（諮問第3号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第42（諮問第4号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第43（諮問第5号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第37 特別委員会委員長報告について

日程第38 請願・陳情について

日程第44（決議第2号）神保原駅周辺の開発と駅舎の建替えに関する要望決議（案）
について

出席議員（14人）

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君
総合政策課長 塚 越 敬 介 君	子育て共生課長 間々田 由 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前 11 時 2 分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま町長から諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の5件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の5件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第39 町長提出議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第40 町長提出議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第41 町長提出議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第42 町長提出議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第43 町長提出議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第39、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第40、町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第41、町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第42、町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第43、町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、

以上の５件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。なお、諮問第１号から諮問第５号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長からお許しいただきましたので、諮問第１号から第５号までを一括して説明を申し上げます。

最初に、諮問第１号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の杉山悦子氏が、本年６月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

杉山悦子氏は、大字七本木2641番地に在住、昭和21年１月31日生まれの74歳でございます。現在、人権擁護委員４期目で、埼玉県人権擁護委員連合会の男女共同参画委員として活躍され、平成25年12月からは、民生委員・児童委員を務めております。杉山氏は、人権擁護活動に積極的に取り組み、また人権問題にも詳しいことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第２号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の齊藤建一氏が、本年６月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

齊藤建一氏は、大字三町605番地１に在住、昭和24年５月４日生まれの70歳でございます。現在、人権擁護委員３期目で、熊谷人権擁護委員協議会において数々の役職を歴任し、本年度は埼玉県人権擁護委員連合会の企画研修委員として活躍されております。さらに、地元の三町の行政区長も平成22年度から２年間務められております。現在は、児童養護施設の理事を務めておられます。齊藤氏は、人権擁護活動に積極的に取り組み、また児童虐待や老人介護にまつわる問題にも詳しいことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第３号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の栞原正明氏が、本年６月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

栞原正明氏は、大字七本木1771番地３に在住、昭和30年１月21日生まれの65歳です。現在、人権擁護委員を１期務められ、熊谷人権擁護委員会協議会の人権作文審査委員として活躍されております。長年にわたり上里町役場に勤務され、退職時は人権教育を主管とする生涯学習課

長を経験されております。行政経験も豊富で、人権問題に対する意識も高く、人権擁護委員に適していると考えられることから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現委員であります並木伸子氏の任期が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として並木勢津代氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

並木勢津代氏は、大字勅使河原1187番地に在住で、昭和32年3月3日生まれの現在63歳です。高校を卒業後、写真館、株式会社医療事務センターなどで勤務をされてこられました。その他の活動としまして、地域の公民館活動などにも積極的に参加され、生涯学習の推進に尽力されとともに、地域間の交流も良好であり、地域に根差した人権教育の推進が期待されるため、推薦するものでございます。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時13分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の説明を続行いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 続きまして、諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現委員であります須賀久夫氏の任期が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として荒井博之氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

荒井博之氏は、大字三町226番地に在住、昭和26年10月31日生まれの現在68歳です。長年にわたり上里町役場において勤務され、退職時は人権教育を主管とする人権推進課に在籍されておりました。行政経験も豊富で人権問題に対する意識も高く、現在は地元三町、長安寺の住職としても活躍されております。また、平成25年より、上里町青少年育成推進員として地域の青少年健全育成にも取り組まれております。

以上のことから、人権擁護委員に適していると考えられることから推薦するものでございます。

以上、5名につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

これより、諮問第４号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより、諮問第５号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（新井 實君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長からお許しいただいたので、御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例及び一般会計補正予算、特別会計補正予算、そして令和２年度当初予算につきまして、慎重審議の上、御議決を賜り厚く御礼申し上げます。

いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症につきましても、国、埼玉県と連携しまして、町民の皆様の安全を第一に迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。小・中学校の卒業式はじめ各種行事、イベント等で町民の皆様には、大変制限、中止等の対応を取らせていただきましたが、町民の皆様の安全を最優先に考えた結果と御理解いただきたいと思います。

今後の対応につきましても、議会議員、町民の皆様と情報共有を密にし、各種対応を検討してまいります。

令和２年度におきましても、引き続き市政の発展、推進につきまして、議会議員の皆様方には格段の御支援、御協力をお願い申し上げるとともに、御自身の健康には十分に御留意いただき、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日ありがとうございました。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前１１時１９分休憩

午前１１時２７分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第３７ 特別委員会委員長報告について

○議長（新井 實君） 日程第37、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、各特別委員会の現在までの調査研究経過報告を求めます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員会委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員会委員長（納谷克俊君） 議席番号11番、議会活性化特別委員長の納谷克俊であります。

付議事件に対して、前期定例会以降今日まで、第19回から第21回にわたる３回の特別委員会を開催し、引き続き調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、第19回委員会についてですが、前期定例会閉会直後の令和元年12月16日月曜日午前10時から第３委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末の導入についてと議会基本条例等素案の検討についてであり、タブレット端末の導入については、前回までに絞り込んだ導入予定機種について、価格等も含めて、各自調査することといたしました。

議会基本条例等素案の検討については、引き続き条例案の具体的な検討作業を行いました。特に、執行機関の諮問機関、審議会等委員への議員の就任について重点的に議論されたところであります。

委員からは、議員は議会において発言の機会があるので委員就任は好ましくない、また議会選出の委員がいないと審議会等での意見、発言が限られてしまうなどの意見が出されたところであります。

法令、例規で定められたものを除いて、議員は委員に就任しないとの一定の方向性は見いだ

せたものの、引き続き検討事項として、機会を見て議員全員協議会の場で委員以外の議員の意見も拝聴することといたしました。

次に、第20回委員会についてですが、去る1月15日水曜日午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、議会基本条例等素案の検討についてであり、前回に引き続いて、執行機関の諮問機関、審議会等委員への議員の就任について重点的に議論をされました。

関係各課より提出された各審議会等に関する根拠法令、例規及び委員の就任の選任状況について、改めて確認を行い、前回示した方向性についての再確認を行ったところであります。

また、他の決定事項といたしましては、通年議会制については導入しないことが確認をされたところであります。

最後に、第21回委員会についてですが、去る2月14日金曜日、議会運営委員会閉会後の午前10時20分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、基本条例等素案の検討についてであり、これまでの議論において未確定事項であった第3章、町民と議会との関係、第4章、議会と町長との関係について、改めて協議をし、一定の結論を得たところであります。

これまでの協議において、上里町議会における議会基本条例等についての素案が、おおよそ出来上がってきたわけではありますが、これからは各章ごとに検討を加えた素案について、全体的なバランスや字句の整理、また整合性について検討を加えていくこととなります。

また、基本条例と併せて、会議規則、委員会条例等の見直しも進めていくこととなります。

今期定例会中においては、1回の委員会の開催、また閉会後の委員会も開催を予定していましたが、御承知のとおり新型コロナウイルスの対応として、議会の日程も変わったところがあります。

今後の状況を見まして、引き続き委員会を開催をし、さらに協議内容を充実、発展をさせ、来年度早い時期での条例案提案を目指し、調査研究を継続してまいります。

以上で、議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 続いて、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員会委員長 沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員会委員長（沓澤幸子君） 議席番号12番、公共交通等対策特別委員会の沓澤幸子です。

当特別委員会は、誰もが移動しやすい町づくりの実現や少子高齢化が進行する将来社会を踏まえ、各地域の実情に合わせた公共交通の在り方などについて、12月定例会以降も分科会ごとに調査研究を重ねながら、公共交通等対策特別委員会を開催し、すり合わせを行ってまいります。

した。

第7回公共交通等対策特別委員会は、令和2年2月20日午後1時半より開催しました。

協議事項は、1、各分科会の経過報告、2、今後の方向性についての2点でした。

12月議会以降の活動としては、A分科会は1月17日、28日の2回開催し、今後の公共交通の在り方について議論を行ったとのことです。

様々意見が出た中で、A分科会の現時点の意見としては、バスは小型にすること。当町には総合病院がないため、他市の総合病院まで行きやすくすることが必要であること、そのためにはハブという報告を受けていますが、バスを乗り継ぐ中継場所をとということだと思います、を設けて、曜日ごとに近隣の総合病院へ行けるようにすること、家族で利用できるように日曜日の運行を検討すること、バスの運行時間を短くするため運行コースは字から中央に向けて細かく行ったり来たりするくし形運行にして便数を増やすことなどが議論されているとのことです。

B分科会は、1月10日、30日の2回開催しました。

協議事項は、①第6回公共交通等対策特別委員会での課題となっていた交通弱者についての捉え方、②その他の公共交通の在り方についての2点です。

まず、交通弱者については、バス停まで歩くのが困難な障害者及び要支援、要介護者などの身体的弱者と妊婦さんを対象にすべきであり、所得は考えないことで一致をしました。

次に、その他の公共交通については、町がこむぎっち号の契約を2年延長することを受けての議論となりました。

不評なこむぎっち号を2年も延長するのは住民の理解を得られない、コースを見直したら利用者が本当に増えるのか、増えないならば、ほかの検討も必要になるなど、様々な意見が出ましたが、検証するためにはルートの見直しと検証期間が必要になること、延長するに当たっては交通弱者対策を早急に実施することが必要であることなどを確認しました。そして、当面のルート変更案としては、北部・南部ルートのコースを1ルートできるだけ短くすること、総合病院へ行きやすいように神保原駅から電車を利用して病院行きのバスに乗れるように周知することなどが出ました。

また、将来の公共交通の在り方については、こむぎっち号を利用していない人が多いので、議員独自のアンケートを実施して、ニーズをつかみたいということになりました。

2つの分科会で共通していることは、運行コースを短くすることと、病院へ行きやすくすること、またバスを小型化することでした。

協議事項2の今後の方向性については、町の計画として、こむぎっち号を2年延長させ、その間にルートを見直し、新たなルートでの利用状況を検証することが決まったことから、発足

当初は3月までに議論を終了する予定であった公共交通等対策特別委員会を今後どうしていくかの議論になりました。

様々な意見が出されましたが、当面は引き続き分科会ごとに調査研究を進めながら、議会独自のアンケートに取り組むことを確認しました。また、アンケートの質問項目については、3月議会開催日までに各自提出し、次回特別委員会で検討することを確認し、終了しました。

第8回特別委員会は、3月議会中の18日を予定していましたが、新型コロナウイルスの関係で延長することとなりました。

また、現状の契約を2年延長することを受け、引き続きアンケートの取り組みを含め、様々な公共交通の在り方について、さらに調査研究を継続していきたいと考えております。

以上で、公共交通等対策特別委員会調査研究報告といたします。

○議長（新井 實君） 以上で、各特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、各特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して質疑があれば、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

各特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告はありませんでしたので、引き続き調査研究をお願いいたします。

以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

◎日程第38 請願・陳情について

○議長（新井 實君） 日程第38、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託をいたしました陳情第4号 種苗法改正の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情についての件は、休会中の審査結果報告書は提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員会委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員会委員長（猪岡 壽君） 議席番号6番、総務経済常任委員長の猪岡壽でございます。

当委員会に付託されました陳情第4号 種苗法改定[会議録1]の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情の審査結果について、上里町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をい

たします。

この件につきましては、3月18日午前9時より総務経済常任委員全員で、慎重に議論をいたしました。

現行の種苗法では、種苗の販売後は育成者権を行使できず、植物の新品種の保護に関する国際条約加盟国であれば、種苗の持ち出しも自由となっていて、我が国で開発された品種を基に海外で栽培された品種が第三国へ輸出されるがケースが相次いでいます。

そこで、農林水産省では、現行の種苗法では育成者権を持つ人や団体が登録品種の販売時に国内や県内などと栽培地域を限定する条件を付けた場合、地域外へ持ち出しに育成者権を行使して、差止めや持ち出し後の損害賠償を請求できるようにとの要望があり、種苗法改定案が議論されているところです。

心配されています農家の自家採種、自家増殖を原則禁止することについては、在来種の固定種など種苗法による品種登録していない品種や登録期限の過ぎたものは、これまでどおり自家採種が可能です。

作付のたびに新たな種子の購入については、米の場合は種子購入率9割で、現在もほぼ毎年種子を購入している状態であり、野菜の場合はF1種が主流となっており、種子の購入に関しては、現状と変わらないということであります。

自家増殖が許諾制になれば、許諾料が生じる場合もありますが、法的主体である都道府県の試験場等が開発した品種であれば、高額になることは想定されません。

優良品種の海外流出防止には、我が国において登録品種を購入してそのまま海外に持ち出すことは現法では違法にならず、刑事告訴もできない状態です。

国内で開発された優良な品種は我が国の農業の強みの源であり、競争力のある新品種の開発が農業者の生産向上や所得向上につながっています。農産物の輸出拡大に当たっても重要であり、植物新品種の海外流出の防止や、さらなる新品種開発を促進する必要があります。このため、植物新品種は知的財産として、また実効性のある保護制度として、適切に法制度の改正を行う必要があります。

一方、海外では国家戦略として、品種開発に取り組んだグローバル企業が競争力を強めています。我が国でも、農業者のため品種開発が促進される環境整備が必要であります。

以上のことから農家の自家採種や自家増殖については、許諾制により負担増になることもありますが、海外流出につながる第三者への譲渡を防ぐため、総務経済常任委員会としては、一定の規制はやむを得ないと判断して、このたびの種苗法改定の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情に対しては不採択といたします。

以上で、総務経済常任委員会に付託されました陳情第4号の審査結果並びに審査報告といた

します。

以上であります。

○議長（新井 實君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 総務経済常任委員長に質問をさせていただきたいと思います。

まずは、現在の法律では海外に持ち出すことが防げないということでありますけれども、国内の品種を海外に持ち出すことは今の種苗法でも禁止はされているんです。禁止をされていても、そもそもどれだけこれを強めても法律を守る意思のない人たちがいるわけですね。そういうものについては、一つ一つ裁判を起こしていくしかないわけだと思います。

今回の種苗法の改定の中身は3つあると思うんですね。1つが、先ほど述べられた育成者の意図に反した海外流出を防止するためということです。2つ目が、登録品種の増殖は自家増殖を含め育成者権の許諾に基づくようにするということ。3つ目が、海外流出した場合などの権利侵害の立証手続を改善する、このために品種登録時の植物実体との比較ではなくて、特性表を用いて登録品種の育成者権の侵害を審査するという、こういうことだと思います。

ですけれども、今非常に問題になっているのは遺伝子組換えの植物です。自分は意図しないで栽培していても、種が混ざったり、風によって受粉したり、そういうのが移動することによって、自分は知らないうちに新しい品種を育てていることになった場合も、例えば訴えられた場合には賠償責任が問われるというようなことになっていく、大変危険なものでもあります。その辺の議論はされたのかどうか。

それで、許諾が必要になるので農家は若干負担はかかるけれども大丈夫だよという報告でありましたけれども、許諾が得られても事務手続は非常に複雑です。日本の農業は、今高齢者が支えておりますので、そうした高齢化した農業者に対しては非常に負担が重くなるのではないかなというふうなことについて、どのように議論されたのか。

工業製品なら、品種をきちっと登録をしていく、知的財産として登録していく、特許権、そういうものは私も必要だと思います。しかしながら、生き物である種子というのは、その土地で長年栽培している間にも、その土地に合ったものになっていったりとか、先ほども言いましたように、知らない間に新しいものに变化していったりとか、常に環境に適応するために変化

していく。特許を取るためには、その遺伝子や形質を記録します。きちっと記録したものから一歩も踏み出してはいけないわけですが、命あるものは常に変化する、一年たりとも同じものではないというふうに専門家は言っています。規格のある工業製品のように品種を同じ遺伝子、同じ形質で維持することは、自然界では難しいと判断するわけです。

そうすると、常に訴えられる、そういう危険に農業者がさらされるということになるんじゃないでしょうか。その辺について、どのような議論がされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員会委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員会委員長（猪岡 壽君） 6 番猪岡でございます。

沓澤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、例えば種が輸送によって自然に交配して違う品種のものを生み出しちゃうということについて、そういったことも確かにあり得るかもしれませんが、その辺については細かく審議はしておりません。

それから、許諾制についての手続ということでございますが、これは J A などが県のほうに申し出て、そういったものがもっと簡素化するよなというよなことも話をしておるということでございますので、例えば農協でまとめて、そういったことについては個人に代わって許諾制の許可を得るとか、そういったことも考えているようでございます。

それと、確かに許諾制になりますと、それなりの負担も農業の生産者にはかかってくると思いますが、これはあくまでも生産者が登録したものについてかかるということでございますので、今まで出ている一般品種とか期限の切れた品種については、特に許諾制が要らないということでございますので、また確かに、これから新しく育成者権が開発して品種登録したものについては、許諾制ですとか許諾料がかかってくるとは思っておりますが、今までのものとは、さほど変わらないような状況で、農業生産者としても農業ができるんじゃないかなというふうには思っております。多少の許諾料というのはかかってくるのは、これはある程度やむを得ないことであると思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12 番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） 農水省は、自家採種を禁止する作物を増やし続けてきていますよね。2016 年の 82 種から 2019 年には 372 種になっています。

そして、やっぱりグローバル企業は特許権というんでしょうか、それを取ってもうけていく

という、そういう方向に進もうとしているわけです。そんなに増えていくんじゃないんじゃないかという発想は、非常に危機感が足りないんじゃないかなというふうに思います。日本でも、大きな、三井化学とか住友化学、日本モンサントなど、そういう大企業がどんどん品種寡占のルールに乗って動き出しているわけですね。

そうすると、今現在はまだそこに至っていないから許諾が必要なものが少なくて済んでいますけれども、ますます拡大していく可能性というのは否めないんじゃないかなというふうに思います。その点について、どのようにお考えでしょうか。

古くなった品種などは許諾は要らないということでありましてけれども、ハウレンソウやニンジン登録品種ではないんですけれども、禁止植物に入っているんですね。先ほども言いましたように、同じ例えばネギ〔会議録2〕であってもハウレンソウであっても、私も細かくは知りませんが、様々な品種がありますよね。その様々な品種が、常に農家の下で改良したり、いろんな研究をする中で変わっていった、その登録が切れるのは25年です。25年過ぎない間に、自分は全く悪気はなくて植えたものが、実は配合されていたとか、そうした場合には今度は大変な罰則がかかってくるわけです。

そうすると、気軽に生産できない。だから、そもそも3つのことを変えるための内容でありますけれども、一番不便を被るのは農業者。新たに常に種を買い続けなきゃいけない、作付するためには種や苗を買わなくてはいけないということでは負担も増えますし、常に許諾のことを念頭に入れて作業しなくてはいけないということになると思いますけれども、そういうことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 6番、総務経済常任委員長、猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員会委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員会委員長（猪岡 壽君） 沓澤議員の質問にお答えいたします。

まず、主な野菜における登録品種の割合ということで調べました。

例えば、カブ〔会議録3〕なんかは181種類あって登録品種としては3種類、1.7%、キャベツは600種類あって登録品種は4種類、0.7%、例えばあとは、キュウリなんかは448種類あって18品種が登録されている、4%ということ、あとニンジンですとかハウレンソウは登録されているものは今のところないというような状況で、ごく限られたものが登録品種となっておるところでございますので、先ほど申し上げましたように、これからは登録品種は増えてくるのではないのかなというふうに、また逆に増えてこないと日本の農産物が特長のあるものがないということもあって、その辺の許諾料を払うということについては仕方ないのではないかなと思います。

また、いろんな罰則がかなり厳しくなるような法というように聞いております。悪質な違反

者には個人で最大1,000万円、法人で3億円の罰金を科すということでございますので、悪質な違反者にはということがありますので、その辺は例えば自然に混じったものが、交配されたものが出ても、悪質な違反者ということでございますので、その辺はある程度、農業生産者にとっても助けになるところがあるのではないのかなと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 陳情第4号 種苗法改定の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情に賛成の討論を行います。

種苗法が廃止されて約2年がたちましたが、地域に適した品種の維持には行政の管理が不可欠との判断から、15県で独自の種子条例が制定され、現在8県でも種子条例の制定に向かって準備が進んでいるようです。

種苗法とは、種苗会社などが交配や遺伝子操作などの研究開発によって生み出した新たな品種の植物を育てる権利を占有できるように制定されたもので、この育成者権を取るには品種登録を国に申請する必要があります。そして、この品種登録された種子は、登録が切れる25年間は許可なく売買はできません。ただし例外として、農家が育てた野菜などから自家採種、増殖することは販売が目的であっても許可されてきました。

しかし、政府は、3月3日、種苗法改定案を閣議決定して今国会に提出して、2021年4月の施行を目指しています。

今回の種苗法改正案は、1として、日本の優良品種の海外流出防止のための措置として、品種登録に輸出可能な国や地域を指定し、それ以外に持ち出すことを育成者権の侵害となるとして、刑事罰や損害賠償の請求が可能になると明記されたこと、2として、農家が登録品種の自家増殖は育成者権者の許諾を必要とする許諾制になったことです。

言い換えれば、種苗の知的財産権が強化される一方で、登録品種の自家採種、増殖を例外なく禁止するということです。許諾制になったことで、農家の基本的な権利である自家採種、増殖を制限するものです。農業者が普通に行っている収穫物の一部を次期作付用に種苗として使用することができなくなり、全ての種や苗を毎回企業から購入しなければなくなり、負担

増にもなります。

現在、大手の民間種苗会社では、遺伝子組換えなどによって開発した種苗、農薬、肥料をセットで販売しています。公共の種子が廃止され、これらの種苗しか手に入らなくなれば、自家採種を重ねることで土地の気候風土になじんだ作物に変わる機会も失われます。

また、品種登録を知らずに栽培することや、品種登録されていない作物であっても花粉により交雑した作物から自家採種を行った場合は、新品種の特性を持つもので違法になる可能性も生まれます。

現在、日本では遺伝子組換え作物が育成され、今後ゲノム編集された作物などが入ってきた場合、遺伝子が操作された品種との交雑もあり、日本の伝統的な品種が駆逐され、海外の品種や遺伝子組換え作物に取って代わられるおそれが生じます。川に住む生き物が外来種の大繁殖で在来種が激減している問題が、農作物においても始まるのです。

農作物は命と健康の源であり、伝統的に守り、発展させてきた品種を守ることは重大な問題です。今回の種苗法改正は、日本の種子の海外流出を理由に、国内農家の自家採種、増殖を原則禁止にすることで、農民の種子への権利が制限され、農業、農作物の多様性と持続可能な農業への道を阻害するおそれがあります。

そのため、種苗法改定の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情に賛成であり、総務経済常任委員会が決定いたしました不採択に反対でありますので、討論をさせていただきました。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、陳情第4号 種苗法改定の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情についての件を起立により採決いたします。

この陳情に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午前0時6分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま、猪岡壽議員ほか6名から、決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第44 決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案について

○議長（新井 實君） 日程第44、決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 6番猪岡壽でございます。

このたびの決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案につきまして、御説明申し上げます。

この件につきましては、先ほど全員協議会で論議されましたが、当委員会といたしましては、原案と同じような形で要望決議案として提出したいと思っておりますので、説明申し上げます。

神保原駅北口の開発について、現在の神保原駅北口通り一般県道神保原停車場線は、道路幅がセンターラインも引けないほど狭く、歩道もない道路であります。しかも、17号国道までの間で交差する旧中山道とクランク状態の変則交差点となっていて、大変危険な状態であります。

その危険な交差点は、神保原町の小学生の主要な通学路で、歩行者用の手押し信号機が設置されていますが、朝の登校時は町の交通指導員が監視し、下校時は地元のボランティアによるパトロール隊が見守っているため、幸いにも登下校時の事故は起きていない状態です。しかし、近年は、その下校パトロール隊も地元区長さんが一生懸命探していますが、後継者がなかなか見つからない深刻な状態です。

かつて、この駅北口通りは、初代上里町長の森村[会議録4]元町長が昭和46年に就任して間も

なく駅北口通り開発案を提示しましたが、地元商店街の反対で実現しませんでした。その後、地元議員が再三にわたり一般質問を行ってきましたが、改善されておりません。今思えば、非常に残念なことで、開発が実現していれば町の状況は変わっていたと思います。現在、大手大型スーパーは撤退し、駅北口通りは空き家と空き地が増えて閑散とした状態です。日中の駅北口通りは寂しい限りです。

そこで、駅北口の活性化と小学生の登下校時の安心安全を守るためには、駅北口通りを17号国道まで拡幅するとともに、旧中山道との変則交差点の改良が必要不可欠です。さらに、駅周辺の道路の改善、特に神保原下野堂線の駅北口ロータリーまでの延伸を図り、駅東から駅までの利便性を高めること、また駅前ロータリーで大型バスが旋回できるように駅北口ロータリーを改良していただきたく、要望いたします。こうすることにより、神保原駅の駅勢圏が拡大し、にぎわいの再生につながると考えます。

2つ目、神保原駅舎の建て替えについてです。

神保原駅は、明治30年、高崎線12番目の駅として開業、現在も開業当時の駅舎であります。この間、高崎線は上野高崎間を結ぶ主要路線から東海道本線と直通運転する路線へと変貌し、また池袋、新宿、渋谷の副都心へと結ばれ、今後羽田空港へ直結が予定されるなど、東京圏を縦貫する基幹路線へと発展しました。現在の姿は、この一大動脈となった幹線の駅舎としては、ふさわしいものとは言えません。

また、南口で乗車する場合は南北自由通路を渡り、北口にて切符を購入し、改札口を通る不便さがあります。最近では、南口からの利用者が多いのですが、南口の利用者は不便をしている状況です。

神保原駅を橋上駅にさせていただき、南北の利用者がより便利に利用できる駅舎としていただくことを要望いたします。

3、神保原駅南口の再開発について、神保原駅南開発事業は、完成以来6年が経過しましたが、現在では通勤者用駐車場は増えましたが、物品販売店舗や企業事務所などの出店はほとんどない状態です。出店したのは、群馬銀行や埼玉信用組合、最近ではトライアルがありますが、全て北側からの移転であり、町外から新規に出店した企業はなく、町全体の発展につながっていない状況であります。

町のマスタープランにもある神保原駅を中心拠点とした都市構造の実現は、今のところ難しいところであります。町が発展するためには、駅周辺の活性化が必要不可欠です。なぜ駅南が町外からの出店が少なく、町全体の発展が鈍いのか。国の経済効果が地方まで及んでいないことや人口減少が進んでいることなどありますが、高崎線沿線の他市町の駅南の発展状況と比較すると寂しい限りであります。

発展が遅れている要因はいろいろありますが、一番大きな要因は、駅南通りが役場東側通りで止まっていることであると思います。駅南通りを古新田四ツ谷線まで延伸するとともに、神保原駅を橋上化し、自由通路を新設すれば、駅周辺の一体感が形成され、町内南部や藤岡市、神川町も神保原駅の利用者が増大することによって、駐車場が潤い、町の税収が増し、駅周辺が活性化して、店を利用する客が増えて、町の発展につながると思います。

ただし、古新田四ツ谷線と鬼石線の交差点の改良が必要となり、長期事業となりますが、早期に具体的な計画を策定していただくよう要望いたします。

神保原駅周辺の開発及び再開発について、たくさんの要望をお願いしましたが、これから起こり得る人口減少を解消し、町を発展させるには高崎線神保原駅の利用者を増やして、駅周辺の活性化を図ることが、是非とも必要なことでもあります。プランの段階から地元はもとより、町内の声や有識者の参画を積極的に求めて、合意形成を図り、スピード感を持って実行していただくことをお願いする次第です。

以上、決議いたします。

令和2年3月23日。

埼玉県児玉郡上里町議会。

以上でございます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 全協でも質問させていただいた部分なんですけれども、やはり盛りだくさん過ぎて、賛成する部分もありますし、こんなことができればいいなというふうに思う部分もあるわけなんですけれども、非常に財政規模だとか、町の重要課題様々ありますので、そういう中で、ここまで踏み込んで決議を上げていくことの重みがちょっと悩ましいなというふうに思います。

特に、少子高齢化のことを懸念しているわけなんですけれども、開発して便利になって駅の利用者が増えると、少子高齢化に歯止めがかかるのかという点と違うんじゃないかなというふうに思います。

少子高齢化を止めていく、いわゆる出生率を上げて、若い人たちが本来なら望んでいる2人とか3人がほしいというアンケートの声が実現できるような町づくりということが進んでこそ、

そういうことができるんじゃないかなというふうに思います。

時間がかかってもいいという観点での決議みたいでありますけれども、優先課題がたくさん様々な課題がある中で、ここに絞って議論をしたり、町民の声や有識者の参画を積極的に求めて町づくりの合意形成を図るということは重要だと思いますけれども、町づくりの合意形成ということで言えば、町全体の、この町をどういうふうにしていきたいかという、そういうことに基づいていく必要があると思うんですね。あちらこちらでいろんなことについて議論した場合、この要望を実現してほしい、その地域の人はそので一致しますでしょうし、そうじゃなくて、町全体の町づくりを考えていく必要があって、こうした個々の問題については、個々のそれぞれの要望であって、議会として一括決議をしていくということをどのように捉えているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（新井 實君） 6番、猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 沓澤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、この3つの要望書出しましたが、確かにいろんなことが入っております。盛りだくさんと言われますと、そのとおりなんです、そのとおりのことがやっぱり今いろいろ必要なことではないかなと私は思って、盛りだくさんと言ったんですが、これだけたくさん問題があるということを出しました。

それから、少子高齢化じゃなくて、私は人口減少で税収が減ることがあって、人口減少をなるべくさせない、2060年で2万6,000人ですか、上里町でだと、そういったことも想像しているという形もあるんですが、そういったものを実現させるというか、もっと2万8,000とか2万9,000とか人口減少をなるべく食い止めるということで、この案を出しました。

それによって、人口が減らなければ、税収も今の状態を保って、それなりのいろんな町の施策も取れると思うんですが、人口が減っていってしまうと、そういったものもなかなか難しくなるというようなこともありまして、この案を出しました。

また、時間がかかってということなんです、時間がかかるのは当然だと思います。かなりの費用も出ますし、お金も必要ですし、人の立ち退きとか道路の拡幅をする場合は、そういったこともいろいろ問題が出てきて、なかなかすぐには、我々も決議として出しますけれども、なかなか厳しい問題がいろいろとあると思います。そういったところは、やはり地元の人たちに審議会なり参加していただいて、いろんな意見を出して、地元の人たちが満足できるようなものにしていければいいのかなと思って、今回はとにかくこういったものを出して、早くこういった審議会なりをつくって、長い時間をかけて、いろいろと審議して、これからの町のためにやっていくのがいいのかなと思って、要望書として出したということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど来、提案者は、要望書を出した要望書を出したというふうに言われているんですね。要望書であれば問題はないかなというふうに思いますけれども、議会の決議をするということと要望との重みは違うと思いますので、その点再度お聞きしたいと思います。

もう2点なんですけれども、駅南の開発に触れているところで、駅南通りを古新田四ツ谷線まで伸ばすということは理想的だなというふうに思います。

しかしながら、そのことによって駐車場が潤って、町の税収が増えて、駅周辺が活性化することは結びつかないんですね。通勤者は駅に来て、お勤めに行って、帰って来て、自宅に戻るわけですね。通過点であって、そのことによって駅周辺が潤うとかいうことにはならないのではないかなと、その辺を、ではどのぐらいそういう効果が期待できるのかという点ですね。

先ほど来の人口減少を解消するということについても、人口減少をできるだけ少なくして、町の人口ビジョンで目的を決めていますけれども、その目的を落とさないように推移していきたいということは一致できます。

しかしながら、駅周辺の再開発に力を注ぐと人口減少に歯止めがかかるのかというところは、もう少し幅広い議論が必要ではないかなというふうに思うところでありますので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 沓澤議員の質問にお答えいたします。

要望書と言っていましたんですが、要望決議を出していきたいということで、今やっているところでございます。

それから、駅南通りが古新田四ツ谷線まで伸びて駐車場が増えるということを、私も話の中に入れているんですが、現に藤岡の人とか神保原駅を利用している人が、駐車場が少ないという話も来ておりまして、私どものところにも、例えば土日は車がとめるところがないということで、セブンイレブンとかあいった店に止めていっちゃう人がいるらしいんです。ですから、駐車場を増やしてほしいという要望も出ています。これは、駅の南側もそうですし、北側にもできれば、北側に止めていく人もいると思うんですが、そういった意味で駐車場の需要度が増えて、今まで土地が空き地であったものが駐車場に生まれ変わるとか、そういったことが起き

てくるのではないかなというふうに想定いたします。

それと、駅周辺が活性化されれば人口減少が減るのではないかなというところなんでございますが、これにつきましては、やはり全協でも申し上げましたように、高崎線と八高線の違いと言いますか、その辺はあると思います。最近では、渋谷、新宿、池袋、そういった副都心にも結構早い時間に行けますし、私たちが東京へ通っていた頃は、上野始発、上野終点ということで上野から全て行ったんですけれども、今は品川ですとか東海道方面まで高崎線で行けるんですよ。そういうふうに便利になって、今度羽田空港まで直結するということもありますし、やはり今の若い人たちは車離れもあって、電車なんかを利用する人は増えると思います。あとそれと、例えば免許返納する人なんかも電車を利用して東京方面へ行ってみようとか、あとは仕事なんかでも東京方面へ行くのに神保原駅が便利ですということもあると思いますので、そういった意味も含めまして、人口減少にある程度歯止めがかかってくるのではないかなというふうに、私は想定もいたしまして、この要望決議として入れておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 先ほどの全協のほうでも話をいたしましたけれども、1、2、3、3 つ出ているんですよ。これ全部同じなんですよ。3 つにしなくても北口開発ということになれば、駅通りもそうだし、橋上化をするということも南北両方がつながる、そういう意味で、この橋上化というのは出てきているんですよ。こちらだけよくて、向こうの人は橋上に関係ないということじゃないと思うんです。これ、一体なんだと思うんです。それで、駅の建て替えと橋上化というのは、一緒なんで出ているのはそう書いてあると思うんです。ですから、このように3 つにしたことがボリュームが大きくなっちゃっている。

それを1 つに、何を一番やりたいかということになれば、今の北口の開発というのは、一番皆さんがああ状態でいいのかと言えば、よくはないと、いい人はいないということを考えて、1 つに絞って、その中に橋上化だとか駅通りの拡幅とか、そういうものが入ってくればいいと思うんですけれども、これ3 つにしてしまうから全部これ一遍にやるんですかという話になっちゃうと思うんです。

それで、今の駅南というのはもともとあそこ畑だったんです、ほとんど。それで、緑地計画をやって出てきたものが、先ほど言ったように商店が反対をしちゃって向こうへ行かなかったと、これは神保原駅の駅通りにある商店というのが、そうならなかったことが一番重点になっちゃって、今住宅が優先になっちゃっていると、こういうことだと思いますので、私はこの3

つ出されているものは1つに絞って、その中にこういうこともありますよというふうにやっていただきたいなと思います。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

提案者であります猪岡壽議員に何点か御質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員からの質問に対して、要望させていただくという話は要望の決議だということと訂正があったわけでありますけれども、そもそもこの要望を見ていく中で、要望決議ということで要望する相手はどこなのかなと考えていました。

まず1番、神保原駅北口開発についてということであります。

こちらは、ここにも書いてあります、括弧書きで一般県道神保原停車場線と書いてありますし、次にまた中山道ということが出てきます。ということであれば、これは当然埼玉県土整備事務所ということになってくるのかなと思います。

ずっと下に行きまして、次、神保原下野堂線の駅北ロータリーまでの延伸ということであります。これは町執行部に対してということになっているかと思います。

その次、駅ロータリーで大型バスが旋回できるようにということであります。こちら駅北口については、JRの所有の土地でありまして、そこに隣接する交番だとか町の駐車場だとか公衆トイレにつきましても、県道からその土地までの地役権を設定をして、登記をして、使わせていただいているというのが現状であると思います。となると、こちらに対する要望はJRなのかなという気がしております。

次の駅舎についても、こちらもちろん南北自由通路、駅の橋上化ということなのでJRなのかなということでもあります。

3の神保原駅南の都市計画道路の整備につきましては、もちろん町当局になってくるのかなと思うんですね。

なので、要望する当事者が3者、プラスそこには当然地権者、権利者が絡んでくることかと思いますが。そういった複雑な状況が絡んでいく中で、これを決議として上げるのが、何か拳をこう振り上げてどこに振り上げているんだろうという非常にあいまいな部分を私は感じております。

その辺1点、提案者に対して伺いたいと思います。

また、要望要望という話が続いていますので、というのであれば、本来町議会として取り組む相手は、この要望先なのかなと思うんですね。埼玉県並びに埼玉県土整備事務所に要望活動

をしていこうとかなら分かりますよね。ＪＲに対してもそうですね。駅の北口ロータリーまたは橋上化についてＪＲに対して要望活動を行っていこうと私は思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。これを実現していくということであれば、当然絡んでくる事業主体に対して、要望活動を議会として行っていくというのが筋じゃないのかなと思うんですね。

それで、町に対してであります、本年度、平成31年度、令和元年度であります、ここに書かれている駅北、東線と町では呼んでおったのでしょうか、350メートルにつきましては、路線測量の業務委託をしております。

新年度令和２年につきましても、神保原駅北口広場と基本計画検討業務委託料ということで、2,291万8,000円の計上、また都市マス[会議録5]の見直しということで378万7,000円ということで、こちらは駅北の位置づけを明確にしていこうということでした。

ということになりますと、町としてはもう既に取り組みをしっかりと今年度から予算計上したということは、少なくとも昨年度以前からは考えて実行している状況にあって、さらにこういう形で出していくというのがどうなのかなという部分を感じます。

また、同僚議員からもあったと思うんですが、いろんな部分で全体的な内容については、当然賛成すべきことが多いと思うんですが、具体的に例えば駅北ロータリーを大型バスが旋回できるように整備していきましようという話になってきますと、当然事業主体はＪＲになるのか県になるのか町になるのか分かりませんが、そこには町の費用負担が発生するところであって、限られた財政状況であるならば、例えば駅の橋上化ということを考えるのであれば、既に駅南につきましては、駅南区画整理で立派な駅広が整備されておりますので、そこに北側からのアクセスは東側の県道のオーバークリッジを通過して南に来ることは容易でありますので、果たしてこれが必要不可欠なことなのかということも出てくるわけでありまして、駅の停車場線の拡幅は必要であっても、そこまでのロータリーが必要なのか、こういった個別な問題もまだ煮詰まっていないのかなという気がしております。

また先ほど、駅南口を利用する人においては駐車場が少ないという要望があるというお話でありましたが、そもそも駅南区画整理事業につきましては、優良な住宅地を開発するという目的で、今現状駐車場になっているところも多くは昔で言う旧住居系の用途地域なのかなと思います。駐車場を増やすために地元の地権者の方も減歩に応じたり、また私も駅南区画整地内の地権者の１人でありまして、そういった遠方から来て車を置いて通勤する方々のために減歩に応じたわけでもありませんし、負担金も負担しているわけではないという。地域の地元の優良な住環境は守りたいという思いも片方ではあります。

さらに先日、路線価の発表があったと思いますが、県南では商業地、住宅地、工業地とも上昇に転じてきたということでありまして、ほぼ熊谷から北は横ばいもしくは下落という

ことであります。これはどういうことかと言いますと、需要と供給のバランスで需要がないよということであります。確かに、ＪＲ高崎線も湘南新宿ラインや上野東京ライン等ができて、利便性は向上するかもしれませんが、それだけ遠方への利用する人は少ないというか通勤通学で使う方も少ない。この地域からそこまで通うほどの、どんなに利便性が向上しましても、時間的な壁があるということで土地の需要が少ない状況であります。

駅舎を橋上化して利便性が増して人口が増えるのであれば、なぜ既に橋上化されている本庄市、深谷市、熊谷市等で住宅地の上昇等が見られないのか。確かに、町の顔として駅を立派にするというのも一つの考えかもしれませんが。また片や、埼玉県町村議連会での、これも皆さん聞いたと思いますが、いすみ鉄道ですね、あれはかなりニッチな需要をつかんで、先ほど全協で同僚議員もありましたあの駅舎を活用するのも一つの手じゃないのか、そういう考えもあるかもしれません。

であるならば、やはり今回、令和２年度で、神保原駅北口広場等基本設計検討業務委託料を我々議会はこれを認めたわけですから、その検討を待って全体像を見ながら、ここはこういうふうに要望していくべきじゃないのか、ＪＲなのか県なのか、町をもう少し執行部に依頼して我々が議会として応援していくのか、そういうことも考える必要があると思いますが、提案者としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） ６番猪岡壽議員。

〔６番 猪岡 壽君発言〕

○６番（猪岡 壽君） 納谷議員の質問に対してお答えいたします。

まず、要望先ということなんですが、我々の考えているのは、とにかく町のほうに要望してこうと、それで町のほうから駅なりそれなりのところがあると思いますんで、そういったところに出していくということで、我々とすれば、町のほうに要望決議ということで議長を通して出していくというようなことで考えております。

それから、駅北口のロータリーなんですが、大型車が旋回できるようなという形で話をしていますが、とにかくあそこ狭いんですよ。それで今、電車で降りてくる人を待っている車が８台くらい置けるのかな、それでも結構ある程度時間があるといっぱいになっちゃって、なかなか置けないで結構右往左往している人もおりますんで、またそれが神保原下野堂線がある程度ロータリーまで来ますと、ちょっとあそこが混乱するんじゃないかなと思ひまして、駅のロータリーも広げてくることを要望するということで出しております。

また、駅南の駐車場の件については、結構駅に近いところも駐車場になっていまして、この辺もいろんな店ができればいいかなと思っているところも、結構駐車場に今なっておるところでございます。それなりになかなか需要も少ないのかなというところもありまして、駐車場に

するのが一番手っ取り早いのかなというところもあって駐車場にしているところもあると思うんですが、ただ上里なんか、先ほど路線価格ということで出ましたが、本庄から比べるとまだまだ結構安いというところですね。例えば、駅から歩いて10分くらいのところも本庄市なんかと比べると半分くらいの値段で買えるということもありますので、あの辺はこれから私は住宅地とかそういうものになっていくんじゃないかなというふうに思って、それなりに期待しておるところでございます。何も駐車場だけということだけではありません。住宅地になればそれだけ固定資産税も入りますし、いろんなものが人口も増えて入ってくると思いますんで、いいかなというふうに思っております。

それと、駅ができて遠距離通勤者、これも少ないんじゃないかなというような話もありましたけれども、今結構、神保原から東京に通っている人もいると思うんです。それで、例えば土地が安ければ神保原駅周辺に住んでもいいかなという人も、私は出てくると思いますんで、そうなってくれば人口減少も抑えられるかなというところで、ここに乘せてきたわけでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございました。

基本的には全ての事業必要だなどと思っているのは同じなんですけれども、要望を決議しているということと、もう少し内容を詰めたほうがいいんじゃないのかなという観点から質問をさせていただいているということを御理解いただいた上で、再質問させていただきます。

駅南の都市計画道路、こちら昭和49年だったでしょうか、50年だったでしょうか、都市計画決定をして、長らく時間がたっております。ただ、これを古新田四ツ谷線まで延伸ということですから、当然なんです、実はこの延伸をした先の古新田四ツ谷線はまだ整備をされておられません。御存じのとおり古新田四ツ谷線につきましては、県道までの整備で、その先は交差点部分を除いては土地改良事業で生み出した道路を町道認定をしているわけでありまして。ここにも書かれておりますが、そちらにつなげますと、当然その西側の四ツ谷のところの交差点が、今でも大変なところが今後どうなるのかなという心配があります。

都市計画道路につきましては、長期未整備都市計画道路の見直しということで、埼玉県が見直しを進めておりまして、上里町としては中央通り線がどうなるのかなというところで、この路線が廃止になると、当然、都市計画道路古新田四ツ谷線の現在お話が出ている交差点から西側の部分、それから三田久保原線のそこの役場の前の交差点からの先、中央通り線までの部分

がどうなっていくかという問題が今まだあるところであります。今後、中央通り線が廃止になれば、当然それらも行き着くところなくなるので、廃止になってきます。これは町の都市計画審議会を経て、県の都市審議会へ行って、児玉都市計画の見直しということで都市計画審議会の中で決まっていることだと思いますが、まだそういった点も未定であります。

そういうようなことも鑑みて、重要ではあるとは分かっていますが、今この形でどこにぶつけていくのかというのがなかなか難しいこの決議を、具体名を入れて上げていくことについては、私は賛成しかねるんですけれども、その辺のことについて、ただ駅南の通りを抜いていけばいいんじゃないか、それで済む問題じゃないと分かっているとは思いますが、そういったプロセスについては所管する常任委員会の皆様方全員が賛成者になっておりますので、もちろん議論をされていたと思うんですけれども、そういったことは考えられて提出されたんでしょうか。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） 納谷議員の質問にお答えいたします。

確かに、古新田四ツ谷線があので延ばされれば、その先の四ツ谷のところの交差点等、その辺もいろいろと都市計画道路の辺になっているようなこともあるんですが、その辺の改良も必要だろうというふうな形では考えております。その先のことについては、ちょっとまたいろんな審議会等でありますので、審議していただくとして、とにかく古新田四ツ谷線まで南大通りを延伸して、その問題点はあそこの四ツ谷の交差点になってくるとは思うんですが、その辺のことも改良していただきたいということで要望決議として出しておるところでございます。

○議長（新井 實君） 高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 1 点だけ委員長に聞きたいと思うんですけれども、議論の中で西側の駐車場、あれ神保原駅で造ったんでしょう、10 台くらい、大沢さんのほうのほうに 6 台、こちらのほうに 5 台くらいですか、あれをもう造らせちゃった、あれは言われているのが非常に邪魔だと。ロータリーと言っているけれども、何でああいうふうな形で J R があそこへ駐車場を造っちゃったのか。送迎のことを考えれば、当然あれは必要なかったんですけれども、やっぱり営業が優先しちゃったんじゃないかなと思います。

今後は、そういうことをやっぱり議論していかないと、単なるロータリーと言っても、あれがなければすごい大型でも何でも止められるし、今のこむぎっちバスもあのトイレのところに止まっているわけですよ。ところが、送迎の人は東側きり止められないと、金杉商店から東側

のと、あそこきり止められないと。向こうには警察があそこへ車を止めるとすごい怒るわけですよ。そういうことを委員会の中で議論は出たのかをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

そのような具体的なことについては、委員会では出ておりません。

ただ、これから例えば駅ロータリーとか駅通りの拡幅をするについて、審議会なり協議会等で、そういったところも議論されるのではないかなというふうに思っております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案について反対でありますので、討論したいと思います。

個々の細かい要望内容で言いますと、駅北の県道神保原停車場線を国道17号まで拡幅することや旧中山道の変則交差点の改良など、賛成すべき内容はたくさん含まれているわけなんですけれども、議会として決議をするということになりますと、最優先的なこととしてやっていただきたいということになると思うんですね。

駅周辺の合意形成を図る、そうしたことを求める決議であれば、私も賛成したいと思いますけれども、かなり具体的に書かれている内容に対して、また確かにそのことによって、一定の財政的な効果だとか人口減少の解消も見込まれるとは思いますが、町の限られた予算の中で何を優先していくかということと言いますと、やはり道路の状況で言いますと、町は今リバーサイドであるとか町道105号線児玉工業団地アクセス道路、三田中通りの整備、様々な課題を抱えている中で、決議をするということは、何を置いても最優先にこのことを取り上げてほしいという内容になると思うんですね。

ですので、私は様々な住民の生活状況を見ても、今、少子高齢化、人口減少のことを取り上げるのであれば、子育て支援策であるとかそうした福祉面での要望が渦巻いていると思いますし、こうしたまだ将来を含んでできればやってほしい的な要望であるなら、また話は別ですけども、ものを要望ではなくて将来長い年月かかるかもしれないけれども、できたらやってほ

しいという要望を決議として上げることには賛成しかねます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに討論ございますでしょうか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 御提案されました決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案につきまして反対の立場から討論させていただきたいと思います。

質疑でも申し上げましたとおり、個々の神保原駅の北口の再開発、また神保原駅の建て替えによる橋上化、また神保原駅南口の都市計画道路の整備等については、当然賛成ではありますが、要望決議の案のこの文面、また出し方、個別案件に踏み込んだ内容についての決議は、私は今回議会として決議をするにふさわしいものではないという立場を取っております。

また、質疑の中で明らかになってきたんですけれども、とにかく要望するんだということでしたが、私の質問に対しまして、提案者からはこれを全体を町に投げて、町からJRであったり、県であったり要望していただくということでありました。議会で決議するならば、やっぱり個別にJRに対して要望活動していく、県に対して要望活動していくというのが筋なのかなと思いますし、それは決議というよりも要望をしていくんだと、執行部とのすり合わせの中で、二元代表として町の執行機関と我々議決機関が同じ考え、これが町のためになるんだと思うのであれば、力を合わせて関係各所に要望していくというのが、今、町議会として取るべき姿なのかなと思っております。

決議というのは、先ほどの同僚議員も申し上げましたとおり非常に重みがあります。多くの懸案を抱えている中で、また財政状況も決して楽ではない状況の中で、町には多くの課題があるところであります。町議会としては、町全体の発展を見る中で予算、今後の財政の見通し等も勘案しながら、また個別案件については新年度で予算がついておりますので、その業務委託等の内容を見ながら、しっかりと議論をして、熟慮をした上で、また改めてこの案件については、要望活動をするなり、違った形の決議をするなりするのが妥当だと思いますので、今回の要望決議には反対するものであります。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、決議第2号 神保原駅周辺の開発と駅舎の建て替えに関する要望決議案についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新井 實君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

大変長い間、御苦労さまでした。

午後0時56分閉会